

誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、「新居浜市えひめ版応援金（以下「応援金」という。）」の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合、申請書類の記載情報を国、愛媛県、警察、税務機関に提供すること及び交付要件確認のために私の住民票を確認し、必要な機関に照会することに同意します。

1 感染対策及び事業継続に関して

- （1）将来に向かって効果が持続する形で感染対策に取り組んでいます。
- （2）応援金の給付を受けた後も、新居浜市において事業を継続する意思があります。

2 当該申請に関して

- （1）申請内容は事実に相違なく、申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、応援金の返還に応じるとともに、事業者名等の情報を公表されることに同意します。
- （2）「営業時間短縮に係る協力金」の対象事業者ではありません。
- （3）「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」及び「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」を受給していません。本日以降に当該支援金を受給した場合は、応援金を返還します。
- （4）新居浜市から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- （5）愛媛県や新居浜市の感染防止対策に協力するとともに、業種別ガイドラインを遵守し、感染防止に努めます。
- （6）主たる業種が、日本標準産業分類の中分類で、農業、漁業、食料品製造業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業およびその他卸売業に該当し、日常的に飲食店と取引がある個人事業主のうち、20万円で交付申請する場合は、新居浜市プレミアム付き地域応援券事業の店舗登録を行いません。

3 暴力団排除等に関して

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、応援金の給付の申請から応援金の受領後においても、下記のいずれにも該当しません。

- （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある場合等
- （2）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項の風俗営業（ただし、同項第1号の一部（料理店）及び第5号（ゲームセンター）は除く。）及び同法第2条第5項の性風俗関連特殊営業
- （3）国、法人税法別表第1に規定する公共法人
- （4）政治団体
- （5）宗教上の組織若しくは団体
- （6）大企業及びみなし大企業（※みなし大企業については以下のいずれかが対象）
 - ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

令和 年 月 日

(宛先) 新居浜市長

法人所在地（個人事業主の場合は事業主の住所）

新居浜市

法人名（個人事業主は記載不要）

代表者職・氏名

※ 法人代表者又は個人事業主本人が自署してください。